NEWS　RELEASE

ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」

平成 19 年５月 25 日

各　位

上場会社名　株式会社やまねメディカル
（コード番号　2144：大証ヘラクレス）
本店所在地　広島県広島市中区八丁堀 15 番６号
代　表　者　代表取締役社長　山　根　洋　一
問 合 せ 先　取締役管理部長　西　村　　功
東京都中央区日本橋三丁目３番９号
西川ビル９階
電 話 番 号　(03)5201-3995(代表)
(URL　http://www.ymmd.co.jp/)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年５月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年６月 22 日開催予定の第５期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）　本店の所在地を、実質的な本社機能が存在する東京都中央区に移転するものであります。

（２）　当社の公告方法について、株主様の利便性向上のため電子公告とするものであります。

（３）　株式の上場に伴い、当社の発行する株券は「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づいて株式会社証券保管振替機構の取扱い対象銘柄となりましたので、新たに「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する規定を加えるため、所要の変更を行うものであります。

（４）　「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成 18 年５月１日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

（５）　株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供に関する規定を新設するものであります。

（６）　その他字句の統一のため、変更を行うものであります。

２．変更の内容は次の通りです。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第 3 条　当会社は、本店を広島市に置く。	（本店の所在地） 第 3 条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。
（公告の方法） 第 4 条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第 4 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行なう。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（自己株式の取得） 第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。	（自己の株式の取得） 第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。
（基　準　日） 第 8 条　当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。	（第 11 条に移項）
（株主名簿管理人） 第 9 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3　当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第 8 条　　（現行どおり） 2　　（現行どおり） 3　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則) 第10条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の方法及び手続き等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第9条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利行使の方法及び手続き等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第3章　株　主　総　会	第3章　株　主　総　会
(招　　集) 第11条　当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	(招　　集) 第10条　　(現行どおり)
	(基準日) 第11条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべきに事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法) 第13条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。	(決議の方法) 第14条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。
2　会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。	2　会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。	(議決権の代理行使) 第15条　　(現行どおり)

2　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	
（議事録） 第 15 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（削除）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の選任及び解任） 第 17 条　当会社の取締役は、株主総会において選任並びに解任する。 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 4　取締役の解任決議は、本定款第 13 条第 2 項の定めるところによる。	（取締役の選任及び解任） 第 17 条　当会社の取締役は、株主総会において選任並びに解任する。 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4　取締役の解任決議は、本定款第 14 条第 2 項の定めるところによる。
（取締役の任期） 第 18 条　取締役の任期は、選任後２年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第 18 条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠のため選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。 3　増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第 20 条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 2　取締役会の決議により、取締役の中から、社長１名を置き、必要に応じて会長、副社長を置くことができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第 20 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を置き、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を置くことができる。

（取締役会の議事録） 第 23 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（削除）
（取締役会規程） 第 24 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第 23 条　（現行どおり）
（報　酬　等） 第 25 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（報　酬　等） 第 24 条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第 26 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第 25 条　（現行どおり）
第５章　監査役	第５章　監査役
（監査役の員数） 第 27 条　当会社に監査役を置く。 2　当会社の監査役は 4 名以内とする。	（監査役の員数） 第 26 条　（現行どおり）
（監査役の選任） 第 28 条　当会社の監査役は、株主総会において選任	（監査役の選任） 第 27 条　（現行どおり）

する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（監査役の任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間とする。	（監査役の任期） 第28条　　（現行どおり）
（補欠監査役） 第30条　法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2　補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条第２項の規定を準用する。 3　補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	（補欠監査役） 第29条　法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役の補欠者を選任することができる。 2　補欠監査役の選任決議の定足数は、第27条第２項の規定を準用する。 3　補欠の監査役の選任の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（常勤監査役） 第31条　監査役は、その互選により常勤監査役を置く。	（常勤監査役） 第30条　　（現行どおり）
（報　酬　等） 第32条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（報　酬　等） 第31条　　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第33条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ	（監査役の責任免除） 第32条　　（現行どおり）

る。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	
第６章　計　　算	第６章　計　　算
（事業年度） 第 34 条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。	（事業年度） 第 33 条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
（剰余金の配当） 第 35 条　当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し支払う。	（剰余金の配当） 第 34 条　当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
（中　間　配　当） 第 36 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株主質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭による剰余金の配分（以下「中間配当」という。）を行うことができる	（中　間　配　当） 第 35 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株主質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭による剰余金の配分を行うことができる。
（配当金の除斥期間） 第 37 条　剰余金の配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第 36 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
制定・改正の経緯	**制定・改正の経緯**
平成 14 年 6 月 11 日　　公証人認証 平成 14 年 6 月 17 日　（有）やまねメディカル設立 平成 14 年 10 月 1 日　　改正（営業年度変更） 平成 15 年 5 月 31 日　　改正（有限会社から株式会社へ組織変更） 平成 16 年 3 月 24 日　　改正 平成 16 年 5 月 10 日　　改正 平成 16 年 9 月 18 日　　改正 平成 17 年 2 月 25 日　　改正 平成 17 年 6 月 10 日　　改正	平成 14 年 6 月 11 日　　公証人認証 平成 14 年 6 月 17 日　（有）やまねメディカル設立 平成 14 年 10 月 1 日　　改正（営業年度変更） 平成 15 年 5 月 31 日　　改正（有限会社から株式会社へ組織変更） 平成 16 年 3 月 24 日　　改正 平成 16 年 5 月 10 日　　改正 平成 16 年 9 月 18 日　　改正 平成 17 年 2 月 25 日　　改正 平成 17 年 6 月 10 日　　改正

平成 17 年 9 月 16 日　　改正 平成 18 年 3 月 30 日　　改正 平成 18 年 6 月 22 日　　改正 平成 19 年 1 月 30 日　　改正	平成 17 年 9 月 16 日　　改正 平成 18 年 3 月 30 日　　改正 平成 18 年 6 月 22 日　　改正 平成 19 年 1 月 30 日　　改正 平成 19 年 6 月 22 日　　改正